

議長（門 瀧雄）

日程第14、議案第19号 多度津町道の路線認定について、議案第20号 多度津町道の変更についてを提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長、島田君。

建設課長（島田 和博）

議案第19号及び第20号の2議案につきまして、一括して提案説明をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。それでは議案第19号 多度津町道の路線認定について提案説明を申し上げます。町道認定をお願いいたします路線は南鴨の北ノ口地区でございます。内容につきまして、1ページ及び参考資料の2、3ページの箇所図をご覧いただきたいと思っております。認定路線名は町道418号線で、起終点として多度津町大字南鴨字北ノ口404番地1地先を起点とし、多度津町大字南鴨字北ノ口431番地先を終点とする延長320メートル、幅員4メートルから5メートルの農道を町道認定しようとするものであります。続きまして、議案第20号 多度津町道の変更について提案説明を申し上げます。町道の変更をお願いいたします路線は北鴨一丁目地区の町道368号線であります。内容につきましては、1ページ及び参考資料の2、3ページの箇所図をご覧いただきたいと思っております。路線の変更については起点を多度津町北鴨一丁目198番地15地先から多度津町若葉町255番地3地先に変更するもので、農道部分の延長143.1メートル、幅員5メートルを町道認定しようとするものでございます。以上簡単な説明ではございますが道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定により、多度津町道の路線認定及び変更について議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いをして、提案説明とさせていただきます。